

市議第 6 号

新総合体育館・総合運動防災公園整備の事業手法に関する要望決議について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

新総合体育館建設調査特別委員会委員長 足 立 孝 夫

提案理由

新総合体育館・総合運動防災公園整備の事業手法の決定に向けて、市及び市教育委員会に要望するため、この案を提出する。

各務原市議会議長 川 瀬 勝 秀 様

新総合体育館・総合運動防災公園整備の事業手法に関する要望決議

新総合体育館・総合運動防災公園整備の事業手法は、施設の整備から管理運営まで、民間事業者のノウハウを幅広く活かすことで市民サービスの向上や財政負担の縮減が期待できる民間活力導入手法を採用することとし、その具体的な手法の決定にあたっては、下記の事項を要望する。

記

1. 設計段階において、管理事業者や運営事業者のノウハウを活かすことができる手法とすること。
2. より管理運営しやすい施設整備を実現し、また、トラブルに対して柔軟に対応できる体制を確保するため、管理運営段階においても、施設整備分野の民間事業者が関わり続ける手法とすること。
3. 良質な市民サービスを継続するため、民間事業者の本事業に関する財務状況が確認でき、また、関連事業者の個別の倒産リスクから本事業を隔離することができる手法とすること。
4. 市民窓口の一元化と公園全体の有効活用のため、現在の各務原スポーツ広場公園も含めて一体的に管理運営できる手法とすること。
5. 体育館を含む公園全体の利用者の利便性向上のため、飲食店や物販店の誘致に繋がる手法とすること。
6. 教室プログラムの提供や、利用の少ない時間帯における施設の有効活用など、魅力的なソフト事業を民間事業者が展開することを誘因できる手法とすること。
7. 地元の民間事業者が積極的に参画できる手法とすること。
8. 災害時活動拠点や避難場所、物資拠点として活用する必要が生じた際には、その機能を十分かつ円滑に果たすことができる手法とすること。
9. 多くの民間事業者が本事業に参画意思を持つことで競争原理が働くよう、要求水準及び物価状況に応じた適正な予定価格を設定すること。
10. 民間活力導入手法は、単に財政負担の縮減のみを目的とするのではなく、市民サ

ービスの水準向上を目的とすることに留意すること。

以上決議する。

令和5年11月28日

各務原市議会